

令和7年度鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業
評価調査者継続研修(第三者評価区分)実施要領

1 研修の目的

第三者評価事業の実施状況や課題等の理解を通して、評価調査者の資質を向上させるとともに、評価事業としての評価の質を確保することを目的とする。

2 主催 鳥取県

3 実施概要

(1) 受講対象者

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修修了者名簿(第三者評価区分)に登載されている者(登載期間が満了している者を除く。)

(2) 期日及び会場(内容は両日とも同一。どちらか都合のよい日で受講してください。)

区分	日時	会場
米子会場	令和7年4月20日(日)	鳥取県西部総合事務所 2号館2階 第21会議室 (米子市糺町1丁目160/電話 0859-34-6211)
鳥取会場	令和7年6月8日(日)	鳥取県庁 第2庁舎4階 第34会議室 (鳥取市東町1丁目271)

(3) 研修日程・区分 ※時間は前後することがあります。

時間	研修課目等	内容(予定)	講師等
10:00 ~10:15	開会挨拶等	—	鳥取県福祉保健部ささえあい 福祉局福祉監査指導課
10:15 ~11:00	講義	第三者評価の実施状況と課題	一般社団法人全国福祉サービス 第三者評価調査者連絡会 理事 岡田 賢宏
11:10 ~12:00	演習1	評価活動の振り返り(その1)	
13:00 ~13:50	演習2	評価活動の振り返り(その2) 訪問調査前まで	
14:00 ~14:50	演習3	評価活動の振り返り(その3) 訪問調査・報告書作成	
15:00 ~15:50	演習4	評価活動の振り返り(その4) アクションプラン作成	
15:50 ~16:00	まとめ		

4 その他

当研修は、「鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修修了者名簿登載要領」第6条に規定する研修とする。

【参考】鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修修了者名簿登載要領】

(名簿登載)

第5条 略

2 略

3 第2条第1号の評価区分【※福祉サービス第三者評価区分】で作成した名簿への登載期間は、3年間とする。

(名簿の更新要件)

第6条 第2条第1号の評価区分で作成した名簿に登載された者で、次に掲げる研修を2回以上修了した者は、名簿登載期間の満了後も引き続き名簿に登載することができる。

- (1) 第2条第1号の評価区分で県が、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修等指定要領に基づき指定する評価調査者継続研修
- (2) 県が前号に相当すると認める研修